

社会福祉法人 三光志福社会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三光志福社会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の報酬)

第3条 役員及び評議員には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員が理事会に出席、また評議員が評議員会に出席したとき、別表1の通り報酬及び交通費を支給する。
- (2) 役員が理事会への出席以外で法人または施設の業務にあたったとき、別表2の通り報酬を支給する。
- (3) 公認会計士の資格を持つ監事の報酬については月額50,000円とし、別表1及び2を適用しない。但し、別表1について交通費のみ支給する。
また上記(3)の者は、毎月財務監査を実施し、その都度、文書を以て監査結果を理事長に報告する。

2 役員への各年度の報酬総額を3,000,000円以下とする。

(出張旅費)

第4条 役員が法人業務のために出張する場合は、別表2の報酬に加えて旅費等を支給する。

- (1) 旅費及び宿泊料は実費を支給する。
- (2) 宿泊所は理事長の許可を得て決定する。
- (3) 業務遂行に必要な経費を、実費支給する。
- (4) 出張先への距離が片道100km以上の場合は、日帰り、宿泊を問わず、日当2,000円を別途支給する。
- (5) 旅費等は、出張終了後に支払う。但し、理事長が必要と認めたときは、事前の概算払い、終了時の清算払いとすることができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 6 条 この規程を改正する必要があるときは、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 16 年 12 月 16 日より適用する。

この規程は、平成 20 年 04 月 01 日より適用する。

この規程は、平成 22 年 01 月 01 日より適用する。

この規程は、平成 22 年 05 月 27 日より適用する。

この規程は、平成 24 年 04 月 01 日より適用する。

この規程は、平成 25 年 04 月 01 日より適用する。

この規程は、平成 28 年 03 月 01 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 07 月 01 日より適用する。

この規程は、令和 07 年 06 月 09 日より適用する。

別表 1 理事会または評議員会への出席

対象	報酬	交通費
役員（理事・監事）	10,000 円/回 ※規程第 3 条（3）の者を除く	実費支給 自家用車の場合は 1 kmあたり 15 円
評議員	10,000 円/回	

※報酬の金額は所得税等を控除した金額とする。

別表 2 理事会への出席以外で法人または施設の業務にあたったとき

対象	報酬	交通費
役員（理事・監事） ※規程第 3 条（3）の者を除く	20,000 円/日 ※4 時間以上/日の業務を行う場合 10,000 円/日 ※2 時間以上/日の業務を行う場合	なし

※報酬の金額は所得税等を控除した金額とする。